Ｋ１３７　骨盤切断術　37,420点
Ｋ１３８　脊椎披裂手術
　１　神経処置を伴うもの　20,540点
　２　その他のもの　12,700点
Ｋ１３９　脊椎骨切り術　40,350点
Ｋ１４０　骨盤骨切り術　25,870点
Ｋ１４１　臼蓋形成手術　21,710点
Ｋ１４１－２　寛骨臼移動術　28,000点
Ｋ１４２　脊椎固定術
　１　前方椎体固定　37,240点
　２　後方又は後側方固定　29,900点
　３　後方椎体固定　37,420点
　４　前方後方同時固定　75,000点
　注　椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに、１にあっては18,620点、２にあっては14,950点、３にあっては18,710点、４にあっては37,500点を加算する。ただし、加算点数は１にあっては74,480点、２にあっては59,800点、３にあっては74,840点、４にあっては150,000点を限度とする。
Ｋ１４２－２　脊椎側彎症手術
　１　固定術　37,420点
　２　矯正術
　イ　初回挿入　112,260点
　ロ　交換術　37,420点
　ハ　伸展術　20,540点
　注　１及び２のロ（胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。）について、椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに所定点数に18,710点を加算する。ただし、加算点数は74,840点を限度とする。
Ｋ１４２－３　内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）　67,940点
　注　椎間が２以上の場合は、１椎間を増すごとに所定点数に33,970点を加算する。ただし、加算点数は135,880点を限度とする。
Ｋ１４３　仙腸関節固定術　22,450点
Ｋ１４４　体外式脊椎固定術　22,000点
　注　固定に伴って使用した保険医療材料の費用は、所定点数に含まれるものとする。

第３款　神経系・頭蓋

通則
　本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
区分
（頭蓋、脳）
Ｋ１４５　穿頭脳室ドレナージ術　1,940点
Ｋ１４６　頭蓋開溝術　11,100点
Ｋ１４７　穿頭術（トレパナチオン）　1,840点
Ｋ１４８　試験開頭術　12,190点
Ｋ１４９　減圧開頭術
　１　キアリ奇形、脊髄空洞症の場合　21,700点
　２　その他の場合　18,460点
Ｋ１５０　脳膿瘍排膿術　18,090点
Ｋ１５１　削除
Ｋ１５１－２　広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術　142,380点
Ｋ１５２　耳性頭蓋内合併症手術　38,090点
Ｋ１５２－２　耳科的硬脳膜外膿瘍切開術　38,090点
Ｋ１５３　鼻性頭蓋内合併症手術　35,360点
Ｋ１５４　機能的定位脳手術
　１　片側の場合　39,450点
　２　両側の場合　52,500点
Ｋ１５４－２　顕微鏡使用によるてんかん手術（焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術）　87,750点
Ｋ１５５　脳切截術（開頭して行うもの）　10,480点
Ｋ１５６　延髄における脊髄視床路切截術　31,500点
Ｋ１５７　三叉神経節後線維切截術　24,830点
Ｋ１５８　視神経管開放術　27,040点
Ｋ１５９　顔面神経減圧手術（乳様突起経由）　39,000点
Ｋ１５９－２　顔面神経管開放術　39,000点
Ｋ１６０　脳神経手術（開頭して行うもの）　28,940点
Ｋ１６０－２　頭蓋内微小血管減圧術　37,950点
Ｋ１６１　頭蓋骨腫瘍摘出術　18,070点
Ｋ１６２　頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術　24,050点
Ｋ１６３　頭蓋骨膜下血腫摘出術　8,450点
Ｋ１６４　頭蓋内血腫除去術（開頭して行うもの）
　１　硬膜外のもの　28,440点
　２　硬膜下のもの　28,940点
　３　脳内のもの　36,170点
Ｋ１６４－２　慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術　10,900点
Ｋ１６４－３　脳血管塞栓（血栓）摘出術　28,890点
Ｋ１６４－４　定位的脳内血腫除去術　15,860点
Ｋ１６５　脳内異物摘出術　35,100点
Ｋ１６６　脳膿瘍全摘術　28,080点
Ｋ１６７　頭蓋内腫瘤摘出術　49,350点
Ｋ１６８　脳切除術　27,040点
Ｋ１６９　頭蓋内腫瘍摘出術
　１　松果体部腫瘍　116,670点
　２　その他のもの　92,860点
Ｋ１７０　経耳的聴神経腫瘍摘出術　76,050点
Ｋ１７１　経鼻的下垂体腫瘍摘出術　83,700点